第　号
21.7.19
建災防
神奈川

神労発基0715第2号
令和3年7月15日

建設業労働災害防止協会神奈川支部長　殿

神奈川労働局長

労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関手続等について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年12月以降、一部の事業者が輸入し、国内において販売されていた珪藻土を主材料とするバスマット等の製品に、石綿がその重量の0.1%を超えて含有されていた事案が複数確認されたところです。

このため、労働安全衛生法第第55条で規定する石綿等の製造等の禁止の履行確保を図るよう、別添1のとおり、石綿障害予防規則及び関連する法令について、所要の改正等が行われました。また、それら改正等の内容を踏まえ、別添2のとおり、厚生労働省労働基準局長から財務省関税局長へ法で定める有害物等の輸入監視について依頼するとともに、関係団体の長宛て輸入手続等の周知の要請を行いました。

貴職におかれましても、これらの趣旨を御理解いただき、関係事業者への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。